

設立趣旨

裁判外紛争解決（ADR）は、民事紛争について、公正な第三者がその専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として、その拡充・活性化を実現することが社会から求められ、国の政策ともなっています。

2004年に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（いわゆるADR法）が制定され、2007年4月1日に施行されています。2019年7月現在、159の事業者が同法に基づく法務大臣の認証を受けており、その認知度も着実に上がってきております。しかしながら、ADRが裁判と並ぶ紛争解決の魅力的な選択肢として国民の間に定着し機能するためには、国による認証制度だけでは十分ではありません。ADRをより広く市民、企業に知ってもらうための周知・広報活動が必要です。また、ADRが利用しやすく信頼性のある紛争解決手続であることが確保されるためには、ADR手続実施者（調停人・あっせん人・仲裁人等）や事務局担当者の養成・研修、ADRについての実務的及び理論的な研究、ADRに関する法制度等の検討のほか、認証を受けているか否かを問わず、ADR機関・ADR事業者間の情報・意見交換を行ってADR手続運営や機関運営の課題やさまざまな工夫についての理解を共有すること、これらADR機関・ADR事業者、その他のADR関係者の経験と力を糾合し、連携を強化することが必要です。

そこで、ADRの普及、発展に高い関心を有する有志が集まり、2010年9月、本協会が設立されました。本協会は、裁判外紛争解決（ADR）に関する業務を行う事業者その他ADRに関連する団体及び個人が参加する民間の団体です。



事業内容

上記の目的の下、本協会は、以下のような事業を行うこととしています。

- (1) ADRに関する制度のあり方の検討事業
- (2) ADRに関する調査・研究事業
- (3) ADRの利用に係る広報及び啓発活動
- (4) ADR従事者（手続実施者、事務局員等）に対する研修事業
- (5) ADRに関係する団体・個人の連携を図る事業
- (6) ADRに関する業務を行う団体への利用者からの苦情の処理に係る事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ADRに対する社会の理解と信頼を醸成し、ADR及びそれを支える制度の健全な振興を図るために必要な事業



これまでの主な活動

- 2010年**
 - 9月 本協会設立
 - 12月 ADR機関懇談会、会員懇話会
- 2011年**
 - 1月 設立記念（第1回）シンポジウム「ADRの活性化方策について」
 - 7月 実務情報交換会「ADR法見直しに向けた検討課題」（東京）/第1回・第2回実務者懇談会（研修）（東京、大阪）
 - 12月 第2回シンポジウム「ADR法見直しに向けた検討課題」（東京）
- 2012年**
 - 4月 『「ADR法の改正に向けて」（提言）」を公表、法務大臣に提出
 - 7月 第3回シンポジウム「受付業務の改善を目指して」（東京）
実務研修「電話対応、クレーム対応の基本について」（東京）/実務研修、実務交流会（大阪）
- 2013年**
 - 7月 第4回シンポジウム「近時のADRを巡る動き」（東京）、実務情報交換会（東京）
 - 11月 実務研修「相談者の心理と対応の技法」、実務交流会（大阪）
- 2014年**
 - 2月 実務研修「相談者の心理と対応の技法」（東京）
 - 7月 第5回シンポジウム「相談機関とADR機関の連携のあり方について」（京都）
 - 11月 実務研修「ADRの運営について-調停実務の経験から」（東京、翌2月大阪）
- 2015年**
 - 7月 第6回シンポジウム「ADRの手続実施者を対象とする研修の実状と課題」（東京）
 - 12月 実務研修「ADRにおける両当事者の橋渡しと相互影響力」（大阪、翌2月東京）
- 2016年**
 - 7月 第7回シンポジウム「ADR利用者による評価を実務にどう活かすか」（東京）
 - 12月 実務研修「ADR機関としてのアウトリーチのあり方に関するワークショップ」（大阪、翌2月東京）
- 2017年**
 - 11月 第8回シンポジウム「ADRによる紛争解決-到達点と可能性～ADR法施行10年を迎えて～」（東京）
- 2018年**
 - 2月 実務情報交換会（大阪、3月東京）
 - 3月 「ADR法制の改善に関する提言案」を法務大臣に提出
 - 7月 第9回シンポジウム「ITはADRの利用拡大につながるか？」（東京）
- 2019年**
 - 2月 実務研修・実務情報交換会（大阪、3月東京）
 - 7月 第10回シンポジウム「ADRはどう変わるか～IT化の可能性と課題～」（東京）

会 員

(2019年7月1日現在)

■団体会員(全34団体)

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター/公益社団法人民間総合調停センター/全国社会保険労務士会連合会/公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会/日本行政書士会連合会/一般社団法人事業再生実務家協会/日本弁理士会/一般社団法人 日本商事仲裁協会/日本司法書士会連合会/公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構/公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会/京都府社会保険労務士会/一般財団法人 家電製品協会/神奈川県司法書士会調停センター/公益財団法人 自動車製造物責任相談センター/一般社団法人日本共済協会/一般社団法人 日本流通自主管理協会/大阪土地家屋調査士会/一般財団法人ソフトウェア情報センター/神奈川県行政書士会/日本土地家屋調査士会連合会/愛媛県土地家屋調査士会/一般社団法人 全国銀行協会/行政書士ADRセンター新潟/近畿司法書士会連合会/立教大学観光ADRセンター/北海道行政書士会/一般社団法人日本損害保険協会/一般社団法人生命保険協会/企業再建・承継コンサルタント協同組合/一般社団法人日本不動産仲裁機構/日本知的財産仲裁センター/株式会社アラン・プロダクツ/鹿児島県土地家屋調査士会

■賛助会員(個人を除く)

公益社団法人商事法務研究会/愛媛和解支援センター

役 員

<評議員>(2019年7月1日現在)

評議員会議長

青山 善充 (東京大学名誉教授)

青木 一郎 (特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 前専務理事)

青木 宏道 (一般社団法人日本商事仲裁協会 理事長)

有山 雅子 (公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問)

今川 嘉典 (日本司法書士会連合会 会長)

岡田潤一郎 (日本土地家屋調査士会連合会 前会長)

小津 博司 (弁護士/元検事総長)

貝阿彌 誠 (弁護士/元東京地方裁判所長)

亀井 正博 (一般財団法人ソフトウェア情報センター 専務理事)

小谷 芳正 (公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会ADR運営委員会委員)

佐々木 誠 (公益財団法人自動車製造物責任相談センター 常務理事・事務局長)

正林 真之 (日本弁理士会 副会長)

谷口 安平 (弁護士/京都大学名誉教授)

辻 松雄 (一般社団法人全国銀行協会 理事)

道垣内正人 (弁護士/早稲田大学教授)

遠田 和夫 (日本行政書士会連合会 前会長)

野村 豊弘 (弁護士/日本エネルギー法研究所 理事長)

丸子 哲也 (一般財団法人家電製品協会 家電製品PLセンター長)

山本 暁 (全国社会保険労務士会連合会 参与)

<理事>(2019年7月1日現在)

代表理事

山本 和彦 (一橋大学教授)

垣内 秀介 (東京大学教授)

河井 聡 (弁護士)

佐藤 昌之 (特定非営利活動法人ITS Japan 法務主査)

比嘉 康文 (弁護士/公益社団法人民間総合調停センター 理事長)

山田 文 (京都大学教授)

渡部 晃 (弁護士/東京大学先端科学技術研究センター 特任教授)

<監事>(2019年7月1日現在)

小林 信明 (弁護士/一般社団法人事業再生実務家協会 専務理事)

森田 康裕 (公認会計士/税理士/不動産鑑定士)



上記のような本協会の設立の目的、活動の趣旨に対して関係各位のご理解をいただき、また多方面からのさまざまなご協力・ご助力の下、本協会及び日本におけるADRの飛躍的發展を期したいと存じます。皆様の積極的なご参加をお待ちいたしております。

<入会等お申込み・お問合わせ先>

一般財団法人日本ADR協会事務局

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10 茅場町ブロードスクエア2階 公益社団法人商事法務研究会 内

TEL 03-5614-5672 FAX 03-5643-7186 MAIL jadra_sec@shojihomu.or.jp HP <http://japan-adr.or.jp>